平成２１年（フ）第１７１３号
宮城県多賀城市高崎３丁目９番10―505号
破産者　坂下　喜章
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１０９２号
愛知県春日井市上条町７丁目24番地
破産者　柳　　亮次
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第８４７５号
大阪府守口市藤田町５丁目22番10―316号
破産者　松本　　進
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２９７号
神戸市北区花山東町１番２―203号、開始決定時の住所神戸市北区幸陽町１丁目18番地エスペランサ幸陽台506号
破産者　石岡　公佳
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３９３号
神戸市兵庫区駅南通５丁目２番２―509号
破産者　苅田　　登
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５０１号
奈良市朱雀３丁目３番地の１
破産者　高野日出雄
1　決定年月日　平成22年10月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６２７号
北海道士別市温根別町10線
破産者　齊藤　弘文
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９７号
群馬県高崎市箕郷町上芝836番地２　ラピアッツァ２Ａ号
破産者　森澤　　誠
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２２年（フ）第５号
富山県黒部市栃沢86―13、住民票上の住所富山県黒部市生地吉田9676番地
破産者　伊東　宗信
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所魚津支部

平成２２年（フ）第８１号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目43番８号　マンションコスモス３―Ｄ
破産者　田口　賢治
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
静岡県浜松市中区佐鳴台３丁目43番８号　マンションコスモス３―Ｄ
破産者　田口雄一郎
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１３７号
静岡県浜松市東区植松町258番地の９　コーポ福元205、前住所静岡県浜松市中区名塚町217番地レオパレスＮＡＺＵＫＡ102
破産者　宮代　賢治
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第２０７号
鳥取県米子市紺屋町27番地
破産者　松田　一三
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第３５号
高知県幡多郡三原村大字柚ノ木1268番地３
破産者　佐井　友喜
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第２４２号
長崎県諫早市多良見町化屋1393番地111
破産者　荒木　輝美
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２２年（フ）第４５号
長崎県諫早市永昌東町17番６―203号、前住所長崎県諫早市永昌東町17番６―802号
破産者　園田　泰弘
1　決定年月日　平成22年10月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２１年（フ）第２０１４号
福岡市西区壱岐団地128棟210号、破産手続開始決定時の住所福岡市西区野方５丁目22番18号
破産者　皆川　泰男
1　決定年月日　平成22年10月５日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部